

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月22日京都市条例第122号）（消防局総務部企画課）

次のとおり京都市伏見消防署の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市伏見区深草南蓮池町955番地

変更後の位置 京都市伏見区竹田七瀬川町9番地の1

この条例は、平成18年3月23日から施行することとしました。

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月22日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市条例第122号

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表京都市伏見消防署の項中「京都市伏見区深草南蓮池町955番地」
を「京都市伏見区竹田七瀬川町9番地の1」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月23日から施行する。

(消防局総務部企画課)